夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑲から㉑まで同じ。ただし、別添６のうち西湘バイパス及び小田原厚木道路（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

100－（Ｌ１÷Ｌ２×W）（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ１、Ｌ２、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、中日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添１－１に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添１－２に掲げる自動車の種類がヌ及びカを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行１時間あたり90キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行１時間あたり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が４時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑲　深夜割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する自動車。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

100－（Ｌ１÷Ｌ２×W）（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ１、Ｌ２、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑳　深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ　割引をする自動車

⑱イに掲げる自動車のうち、次の㈠又は㈡のいずれかの要件に該当する自動車。

㈠　午後10時から１時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を流出する自動車（ただし、距離対象外区間においては通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下㉑において同じ。）。

㈡　走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ　割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる高速道路の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

㈠　イ㈠のみの要件に該当する自動車

100－（（Ｌ１－Ｌ’１）×W＋Ｌ’１×W’）÷Ｌ２（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＬ１、Ｌ’１、Ｌ２、W、W’は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ’１：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W’：20

㈡　イ㈡のみの要件に該当する自動車

100－（Ｌ１＋Ｌ２－1,000）×W÷Ｌ２（単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100－Wを下回る場合は100－Wとする。

㈱　上記式においてＬ１、Ｌ２、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

㈢　イ㈠かつイ㈡の要件に該当する自動車

100－（（Ｌ１－Ｌ’１）×W＋Ｌ’１×W’１＋（Ｌ２－1,000）×W’２）÷Ｌ２（単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100－W’２を下回る場合は100－W’２とする。

㈱　上記式においてＬ１、Ｌ’１、Ｌ２、W、W’１、W’２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

Ｌ’１：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

Ｌ２：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W’１：20

W’２：Ｌ１とＬ’１が同一である場合は20、Ｌ１がＬ’１より大きい場合は30

ハ　適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。